

鳥取県公報

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

目次

- ◆選管規則 公職選挙法による選挙事務規程の一部改正
 - 鳥取県知事選挙における政党その他の政治団体の政治活動に関する規程
 - 鳥取県選挙運動管理規程

規則

公職選挙法による選挙事務規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十年一月二十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

◆鳥取県選挙管理委員会規則第一号

公職選挙法による選挙事務規程の一部を改正する規則

公職選挙法による選挙事務規程(昭和二十五年鳥取県選挙管理委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。

市町村が、法第十五条第五項の規定によりその市町村の議会の議員の選挙について、条例で、選挙区を設定し若しくは廃止し又はその区域を変更したときは、市町村の選挙管理委員会(以下「委員会」という。)は、左の各号に掲げる事項を記載した報告書を、県の委員会に提出しなければならない。

- 一 条例の公布及び施行の年月日
- 二 選挙区の名称及び配当すべき議員の数

三 選挙区の区域及びその区域内の選挙人名簿登録者数

四 選挙区を設けた理由

第二条第二項中「又は第十八条第三項」及び「又は開票区」を削り、同項の次に次の二項を加える。

3 市町村の委員会において、当該市町村の境界の変更、及び廃置分合並びに伝染病の発生等特別の事情により市町村の区域を分けて数開票区を設ける必要があると認めるときは、その理由及び当該区域を示して県の委員会に文書で申請することができる。

4 前項の規定による申請書が提出されたときは、県の委員会は、その措置を決定し、市町村の委員会に対してその旨を通知するものとする。

第三十五条の次に次の一条を加える。

(同一氏名等の候補者に対する投票の按分方法)

第三十五条の二 法第六十八条の二第二項の規定により、同一の氏名、氏又は名のみを記載した投票を当該

候補者に按分する場合において一票未滿の端数を生ずることとなるときは、その端数は、分数で表示するものとする。

第六章を次のように改める。

第六章 削除

第四十三条から第四十七条の四まで削除

附 則

1 この規則は、公職選挙法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第二百七号）施行の日から施行する。

2 昭和三十年三月一日現在ですでにその選挙の期日の告示してある選挙に関しては、なお従前の例による。

3 従前の公職選挙法による選挙事務規程の規定によつてこの規則の施行の際現に行つてゐる行為で改正後の規則の相当規定によつてした手続は、改正後の規則によつてした行為とみなす。

鳥取県知事選挙における政党その他の政治団体の政治活動に関する規程をここに公布する。

昭和三十年一月二十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

鳥取県選挙管理委員会規則第二号

鳥取県知事選挙における政党その他の政治団体の政治活動に関する規程

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）に基き、この規程を定める。

第一条 政党その他の政治団体が使用する自動車の表示は、公職選挙法（以下「法」という。）第二百一条の九第四項の規定によつて鳥取県選挙管理委員会（以下「県の委員会」という。）が交付する別記第一号様式の表示板を用ひなければならぬ。

第二条 表示板は、法第二百一条の八において準用する

法第二百一条の五第二項の規定による確認書を交付する際あわせて交付する。

第三条 表示板は、冷却器の前面その他外部から見やすき箇所に、その使用中常時掲示しておかなければならぬ。

第四条 表示板を紛失し又は破損したためその再交付を受けようとする場合は、法第二百一条の八において準用する法第二百一条の五第二項の規定による申請をした者から、県の委員会に対して、理由を付して、文書で申請しなければならぬ。

2 表示板の破損に因り前項の申請をする場合においては、その申請の際あわせて破損した表示板を返さなければならぬ。

第五条 法第二百一条の八において準用する法第二百一条の五第一項第四号の規定によるポスターを掲示しようとする場合においては、政党その他の政治団体は、県の委員会から別記第二号様式の検印票の交付を受け

鳥取県選挙運動管理規程をここに公布する。

昭和三十年一月二十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

鳥取県選挙管理委員会規則第三号

鳥取県選挙運動管理規程

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）に基づきこの規則を定める。

第一章 選挙 務所の標札並びに自動車、拡声機

及び船舶の表示板

第一条 衆議院議員、参議院地方選出議員、鳥取県の知事及び教育委員会の委員の選挙の候補者又は推薦届出者が設置する選挙事務所を表示は、公職選挙法（以下「法」という。）第百三十一条第四項の規定によつて、県の選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が交付する別記第一号様式の標札（以下「標札」という。）を用ひてしなければならない。

2 法第百四十一条第一項の規定により候補者が主として選挙運動のために使用する自動車、拡声機及び船舶の表示は、同条第二項の規定によつて、県の委員会が交付する別記第二号様式の表示板（以下「表示板」という。）を用ひてしなければならない。

第二条 標札及び表示板は、立候補の届出を受けた後直ちに交付する。

2 前項の標札及び表示板は、その使用にかかる候補者が死亡し若しくは候補者たることを辞したとき又はその使用の目的を終了したときは、直ちに県の委員会に返さなければならない。

第三条 表示板は、自動車にあつては冷却器の前面、拡声機にあつては送話口の下部、船舶にあつては操舵室の前面等外部から見易い箇所に、その使用中常時掲示しておかなければならない。

第四条 標札又は表示板を紛失し又は破損したためその再交付を受けようとする者は、県の委員会に対して理

由書を添えて、文書で、申請しなければならない。

2 標札又は表示板の破損に因り前項の申請をする場合においては、その申請の際に破損した標札又は表示板を返さなければならない。

第二章 ポスターの検印

第五条 県の委員会が管理する選挙に關し法第百四十三条第一項第五号の規定によるポスターを掲示しようとする候補者又は推薦届出者は、県の委員会から別記第三号様式の検印票の交付を受けなければならない。

2 前項の検印票は、立候補者の届出を受けた後直ちに交付する。

第六条 法第百四十四条第二項本文の規定によつて県の委員会が行う検印については、別記第四号様式によつて作製した印を用いるものとする。

第七条 法第百四十四条第二項の規定によつて県の委員会の検印を受けようとする者は、第五条の規定による検印票を呈示してこれを請求しなければならない。こ

の場合においては、検印票に当該候補者の氏名を記入し、印をおさなければならない。

2 県の委員会は、検印票一枚につき五百枚以内のポスターに検印するものとする。

3 検印を受ける者（県の議會議員の選挙に關して検印を受ける者を除く。）は、検印を受けたポスターが五百枚に達することに検印票一枚を県の委員会に返さなければならない。

4 検印をしたポスターが五百枚に達しないときは、県の委員会は検印票の裏面に検印した月日及び検印した枚数を記入し、且つ、その印をおして提出者に返すものとする。

第三章 立会演説会

第八条 法第百五十三条第二項に規定する立会演説会を開催する単位は、市の委員会が県の委員会と協議して定めた区域とする。

2 市の委員会は、前項の規定によつてその区域を定め

たときは、直ちにその旨を告示するとともに県の委員会に報告しなければならない。

3 前項の規定による報告があつたとき又は法第百五十三条第一項及び第三項の規定による町村を指定したときは、県の委員会はその旨を告示するとともに関係の市町村の委員会に通知するものとする。

第九条 法第百五十四条の規定によつて候補者に代つて演説をしようとする者(以下「代理人」という。)は、立会演説会を開催する市町村の委員会に対して、別記第五号様式により、その候補者の代理人であることを証明する書面を示さなければならない。但し、証明し難い事情のあるときは、その旨を、明して証明に代へることができる。

第十条 法第百五十六条又は法第百五十六条の二の規定により立会演説会に加わろうとする旨の申出は、選挙の期日の公示又は告示のあつた日から四日以内になければならない。

2 法第百五十七条の規定により前項の期日の後に立会演説会に加わろうとする旨の申出は、その立会演説会開催の前四日までに行ななければならない。

3 班別編成の方法によらない立会演説会を行う場合において、前項の規定による参加の旨の申出をするときは、自己の加わるべき立会演説会の開催日及び会場についてそれぞれ希望の順位を定めて、その旨を申し出でなければならない。

4 班別編成の方法によらない立会演説会への参加申出は別記第六号様式により、班別編成の方法による立会演説会への参加申出は別記第七号様式によつてしなければならない。

第十一条 県の委員会が、法第百五十五条第二項の規定によつて、政党又はその支部の代表者その他関係人の参集を求めて意見を聴こうとするときは、その期日及び場所をあらかじめ告示し、あわせて関係者に通知するものとする。

第十二条 前条の規定は、法第百五十六条第二項及び第四項並びに法第百五十六条の二第二項の規定によるくじを行うべき日時及び場所について準用する。

第十三条 法第百五十六条第二項及び第四項並びに法第百五十六条の二第二項の規定によつて、立会演説会において演説することのできる候補者及び各立会演説会における演説の順序(班別編成の方法による立会演説会にあつては、その所属の班及び最初に行われる立会演説会における演説の順序)をきめるくじを行う場合において、候補者又はその代理人で前条の規定によつて告示された時刻までに参集しない者があつたときは、県の委員会の委員長は、書記の中からその者の代理人を定めくじを行うものとする。

2 法第百五十六条の二第二項の規定により、班別編成による立会演説会における候補者の所属の班をきめる場合においては、参加申出にかかる同一の政党その他の政治団体に属する候補者が二人以上あるときは、政

党その他の政治団体ごとに、当該政党その他の政治団体に属する候補者の数に相当する数に至るまで、県の委員会が定めた班の順序に従つて順次一の数を属させることとしなければならない。

3 前項の場合において候補者の数を班に属させる政党その他の政治団体の順序は、県の委員会がくじで定める。

4 班別編成の方法による立会演説会における候補者の所属の班をきめるくじは、同一の政党その他の政治団体に属する候補者について当該政党その他の政治団体ごとに行うものとする。

5 政党その他の政治団体に属しない候補者の所属の班をきめるくじを行う場合においては、これらの者を政治団体に属するものとみなして前三項の規定を適用する。

第十四条 候補者が、班別編成の方法によらない立会演説会に、法第百五十七条第一項の規定により指定期日

後参加の申出をした場合における当該候補者の演説の順序は、既に申し出た候補者の前とする。

2 前項の場合において、同時に参加の申出をした候補者が二人以上あるときは、くじによりその演説の順序を定めるものとする。

3 候補者が、班別編成の方法による立会演説会に、法第百五十七条第一項の規定により指定期日後参加の申出をした場合における当該候補者の演説の順序は、その者が最初に加わるべき立会演説会に限り、既に申出をした候補者の前とし、次回以後においては法第百五十六条の二第三項の規定の例によるものとする。

4 前項前段の場合において、同時に参加の申出をした候補者が一の班に二人以上属することとなるときは、くじによりその演説の順序を定めるものとする。

第十五条 班別編成の方法による立会演説会に、法第百五十七条第一項の規定により指定期日後参加の申出をした候補者の属すべき班は、当該候補者の希望並びに

参加している候補者の数若しくは当該候補者の属する政党その他の政治団体を参酌して県の委員会が決定するものとする。

第十六条 市町村の委員会は、法第百五十八条第一項の規定により立会演説会において演説をしようとする候補者の氏名及び党派別(教育委員会の委員の候補者についてはその氏名。以下同じ。)を掲示する場所をあらかじめ定めて置かなければならない。この場合における掲示の場所は、その選挙の選挙運動の期間中は、変更することができない。但し、天災その他避けることのできない事故によつてその場所に掲示することができないときはこの限りでない。

2 立会演説会において演説をする候補者の氏名及び党派別の記載の順序は、その立会演説会における候補者の演説の順序による。

3 法第百五十八条の規定による掲示及び演説会場の表示は、その選挙におけるすべての立会演説会を通じて

同一の様式及び大きさでしなければならぬ。

第十七条 市町村の委員会は、その委員会の委員、書記又は選挙人の中から、立会演説会を司会する者を定めなければならない。

第十八条 前条の規定によつて立会演説会を司会する者が、その委員会の委員以外の者である場合には、委員会は、法第百五十九条第一項の規定により立会演説会の秩序保持のために必要な措置をとることができる者を同時に指定しておかなければならぬ。

第十九条 候補者及び代理人は、立会演説会の実施に關しては、立会演説会を司会する者のすべての指示に従わなければならない。

2 候補者及び代理人は、立会演説会を司会する者のした指示が著るしく公平を失すると認めるときは、その司会者又はその市町村の委員会の委員長に対して異議を述べることができる。

第二十条 候補者又は代理人で立会演説会に出席するこ

とができない事情があるときは、その立会演説会の開催の前日前三日までにその旨を、別記第八号様式によつて開催市町村の委員会に届け出なければならない。

2 市町村の委員会は、法第百五十八条の規定による掲示を行う場合において、候補者又は代理人が参加することができなくなつたときにおいても当該候補者の氏名及び党派別の掲示は行わなければならない。この場合においては当該候補者の氏名の下に「(欠席)」と表示するものとする。

第二十一条 立会演説会において演説をする候補者又は代理人は、最初に演説をすべき者にあつては演説を開始する時刻前十五分までに、その他の者にあつては自己の演説を開始する時刻前五分までに、会場に到着して司会者にその旨を申し出なければならない。

2 前項に規定する時刻までに会場に到着しなかつた者は、その立会演説会においては演説をすることができない。但し、自己の演説開始時刻に遅れた場合におい

て他の候補者又は代理人の演説が開始されていないとき又は第二十二条第一項の規定によつて後順位者を繰り上げてもお演説が中断され若しくは中断される虞れがある場合その他立会演説会を司会する者が正当な事由があると認める場合においては、その者についての残余時間又はこれらの者の演説すべき順序にかかわらず時間を限つて、演説をさせることができる。

第二十二條 候補者又は代理人がその演説時間の全部又は一部を使用しないために演説が中断された場合は、その立会演説会を司会する者は、他の候補者又は代理人の順序を繰り上げて演説をさせることができる。

2 前条第二項及び前項の場合を除く外、演説が中断されたときは、その立会演説会を司会する者は、聴衆の退散を防ぐために適当な措置をとらなければならない。

第二十三條 立会演説会において、候補者又は代理人が法第五十五條第一項及び第二十一條第二項の規定に

より決定されている演説時間を経過してもなお演説をやめないときは、立会演説会を司会する者は直ちにこれを中止させなければならない。

第二十四條 天災その他避けることのできない事故により、立会演説会を開催することができないとき又はこれを開催することができないと認めるときは、市町村の委員会は、直ちにその旨を告示するとともに、関係のある候補者に通知し、且つ、これを県の委員会に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告があつたとき又は県の委員会が前項に規定する場合が生じ若しくは生ずる虞があると認めるときは、県の委員会は、その市町村又はその他の市町村の委員会に、その立会演説会に代る立会演説会を開催させることができる。

3 前項の規定による立会演説会の日時及び会場並びに演説の時間は、県の委員会が決定してその旨を告示するとともに、関係のある候補者及び市町村の委員会に

通知するものとする。

4 第二項の規定による立会演説会に関する揭示は、法第五十八條の規定に準じて行ふものとする。

第二十五條 市町村の委員会は、立会演説会を開催する場合においては、照明、演壇、拡声機、聴衆席、時計等立会演説会開催のために必要な設備(暖房の設備を除く。)をしなければならない。

第二十六條 前各条に規定するものを除く外、県の委員会の委員長は、立会演説会を円滑に実施するため、あらかじめ又はその都度必要な措置を講ずることができる。

第四章 個人演説会

第二十七條 法第六十一條第三項の規定により、市町村の委員会が県の委員会に対してする報告は、別記第九号様式によつてこれをしなければならない。

第二十八條 公職選挙法施行令(以下「令」という。)(第二十一條第二項の規定により、個人演説会の施設

について、公職の候補者が納付すべき費用の額の承認をする場合において県の委員会に対してする協議は、別記第十号様式によつてしなければならない。

第二十九條 法第六十三條の規定による個人演説会の開催の申出は、別記第十一号様式によつてこれをしなければならない。

2 法第六十四條の二第五項の規定により衆議院議員、参議院地方議會議員、鳥取県の知事及び教育委員会の委員の候補者(以下本章中「候補者」という。)(が行う個人演説会(以下「演説会」という。)(に関する開催の申出及び回数確認については、前項の規定にかかわらず別記第十二号様式による個人演説会の開催申出書及び回数確認票によつてしなければならない。

3 前項の申出書及び回数確認票は、立候補の届出の際、候補者一人につきそれぞれ六十枚交付するものとする。

第三十条 候補者は、法第六十四条の二第五項の規定によつて演説会の開催の申出をする場合においては、申出書は切り離すことなく、回数確認票とともに市町村の委員会に提出しなければならない。

2 市町村の委員会の委員長は、前項の申出を受理したときは、その申出にかかる演説会が法第六十四条の二第一項の規定による回数の制限を超えないと認めるときは、回数確認票に候補者の氏名、演説会の日時、使用すべき施設の名称及び申出の年月日を記入し、且つ、記名押印して、回数を確認をしなければならない。

3 市町村の委員会の委員長は、前項の規定による確認が終つたときは、申出書を切り離して、回数確認票を候補者に返さなければならない。

第三十一条 候補者は法第六十四条の二第三項但書の事由に因つて演説会を実施しなかつた場合においては、市町村の委員会に申請して同条同項本文を適用し

ない旨の証明を求めることができる。この場合においては、当該演説会に関する回数確認票を呈示しなければならない。

2 市町村の委員会の委員長は、前項の場合においてその申請を正当と認めるときは、回数確認票の証明欄にその旨の証明をしなければならない。

3 候補者が既に申し出た演説会につき、その開催の日前二日までにその演説会を中止しようとするときも、また前二項と同様とする。

第三十二条 市町村の委員会の委員長は第三十条第三項の規定により切り離した申出書に、当該申出にかかる演説会の実施の有無及び法第六十四条の二第二項本文の規定の適用の有無を記入の上、県の委員会に送付しなければならない。

第三十三条 第三十一条の規定により証明を受けた演説会に代るべき演説会については、第三十条乃至第三十二条の規定を準用する。但し、当該演説会の申出書及

び回数確認票は別記第十三号様式によるものを使用しなければならない。

2 候補者は、第三十一条の規定による証明を受けた回数確認票を県の委員会に呈示して前項但書の申出書及び回数確認票の交付を受けることができる。

第三十四条 第二十九条第二項及び前条第一項の規定による申出書又は回数確認票(以下「申出書」又は「回数確認票」という。)を紛失、破損又は汚損したため、その再交付を受けようとする候補者は、理由を付して文書で申請をしなければならない。この場合において、申出書又は回数確認票の紛失のための申請は、既に交付を受けた申出書及び回数確認票の使用状況の明細書を作成し、且つ、その明細書が真実であることを誓う旨の文書を併せて提出しなければならない。

2 県の委員会は、前項後段の明細書に虚偽の記載があると認めるときは、申出書又は回数確認票の再交付を拒否し若しくは申出書又は、回数確認票の返還を命ず

ることができる。

3 候補者は、破損又は汚損のため第一項の申請をする場合においては、破損又は汚損した申出書又は回数確認票を返さなければならない。

4 法第六十四条の二第六項の規定により行う演説会開催の会場、日時、当該候補者の氏名及び党派別を表示する立札は、演説会場の場所及び施設の程度に応じて公衆の見易い大きさと様式をもつてしなければならない。但し、当該選挙を通じて同じ大きさと様式によらなければならない。

5 前項の立札による掲示は、当該演説会の開催の日の午前九時から演説会終了のときまでの間これを行わなければならない。但し演説会の開始時刻が午前九時以前であるときは、その演説会開始の二時間前から掲示を開始しなければならない。

第五章 街頭演説等の会場の標旗及び腕章
第三十五条 法第六十四条の五第二項の規定によつて

県の委員会が交付する標旗は、別記第十四号様式による。

第三十六条 主として選挙運動のために使用される自動車又は船舶に乗車又は乗船する者が、法第百四十一条の二第二項の規定によつて着用する腕章は、別記第十五号様式による。

2 選挙運動に従事する者が、法第百六十四条の八第二項の規定によつて着用する腕章は、別記第十六号様式による。

第三十七条 第二条及び第四条の規定は、前二条の標旗及び腕章の交付について、準用する。

第六章 選挙公報

第三十八条 法第百六十七条第一項の規定により鳥取県の知事及び教育委員会の委員選挙について発行する選挙公報には、当該候補者の写真を掲載するものとする。

第三十九条 衆議院議員、参議院地方選出議員、鳥取県

の知事及び教育委員会の委員の候補者（以下本章中「候補者」という。）が法第百六十八条第一項の規定により選挙公報に掲載の申請をしようとするときは、別に県の委員会が定める期日までに、その掲載文二通に当該候補者の写真一枚を添えて別記第十七号様式による申請書を県の委員会に提出しなければならない。

2 前項の写真は当該候補者の立候補の届出の日前六ヶ月以内に上半身（無帽のもの）を撮影したもので大きさは手札型とする。

3 第一項の申請を郵便で行う場合は封筒の表面に「選挙公報掲載申請書」と朱書しなければならない。この場合における掲載の申請は郵便物が県の委員会に到達した時をもつて行なわれたものとする。

第四十条 掲載文は、通常使用する漢字、片仮名、平仮名、句点、読点、かぎ及びかっこを使用して明瞭に縦書しなければならない。

2 掲載文には、註釈を加え又は符号、図画、図表及び

前条第二項の写真以外の写真の類を使用することができなす。

3 句点、読点、かぎ及びかっこ並びに候補者の氏名に付ける振仮名は、法第百六十八条第二項の字数に算入しなす。

4 候補者は、選挙公報に用いる活字その他印刷の体裁について指定することができない。

第四十一条 候補者は、既に提出した掲載文又は写真を撤回しようとするときはその旨を、これを修正し又は取り替えようとするときは修正した掲載文二通又は取り替えるべき写真を添えてその旨を、それぞれ文書をもつて県の委員会に申請しなければならなす。

2 前項の規定による撤回又は修正若しくは取り替えの申請は、第三十九条第一項の期日までにしなければならなす。

3 法第百六十八条第一項の規定によつて提出された掲載文は、いかなる場合にも返付しなす。

第四十二条 法第百六十九条第四項の規定により掲載順序のくじを行う場所及び日時は、別に県の委員会が定めて告示する。

第四十三条 選挙公報は、一色の活字印刷によりこれを発行する。

2 選挙公報の様式及び活字並びに写真の大きさは、掲載申請者の数又は印刷の都合等によりその都府県の委員会の委員長が決定する。

3 候補者から提出された掲載文が、字句の配置その他の事由によつて、所定の掲載欄に収録できないときは、県の委員会の委員長は、その配置を変更することができる。

4 掲載文の字数が法第百六十八条第二項の規定による制限以上となつてゐるときは、発行期日に支障がない限り、申請者はその旨を通知して掲載文の修正を求めることがある。

第四十四条 候補者が選挙公報に掲載の申請をした日以

後印刷手続に着手する日前までに死亡又は辞退した場合(法第九十一条若しくは法第一百三十四条第四項の規定により辞退とみなされるに至つた場合を含む。)の外は、当該候補者の申請にかかる掲載文の掲載は中止しないものとする。

第四十五条 選挙公報は選挙の期日前五日までに市町村の委員会に送付するものとする。但し、止むを得ない事由が発生した場合はこの限りでない。

2 市町村の委員会は、前項の規定により選挙公報の送付を受けたときは、遅くとも選挙の期日前二日までに選挙人の属する各世帯並びにその区域内に所在する令第五十五条第二項の不在者投票管理者に、配付しなければならぬ。

3 前項の規定により選挙公報の配付を受けた不在者投票管理者は、選挙人に対し、適宜配付又は回覧し、若しくはこれを掲示しなければならぬ。

第四十六条 選挙公報の誤植は、当該選挙公報の末尾又

は鳥取県公報をもつて訂正する外緊急を要する場合は、なお、適宜の措置を講ずるものとする。

第四十七条 法第八十六条第三項、第四項の規定により補充立候補の届出又は推薦届出があつた候補者については、選挙公報には掲載しないものとする。

第七章 候補者の氏名等の掲示

第四十八条 法第七十三条第一項の規定により市町村の委員会が行う候補者の氏名及び党派別(教育委員会の委員の候補者についてはその氏名、以下本章中「氏名等」という。)の掲示は、別記第十八号様式に準じてこれをしなければならぬ。

2 氏名等の掲示の中、氏名には振仮名を付さなければならぬ。

3 前項の振仮名は、選挙長から立候補の届出又は推薦届出について通知があつた場合の振仮名によらなければならぬ。但し、選挙長からの通知にかかる振仮名

がないときは、通常一般に用いられる振仮名を用いるものとする。

第四十九条 氏名等の掲示を行つた後、候補者が死亡し又は辞退し若しくは辞退とみなされるに至つた旨の通知を選挙長から受けた場合は、市町村の委員会は、当該委員会の印を押した白紙をもつて当該候補者の氏名等の上に貼付しなければならない。

2 届出にかかる候補者の氏名又は党派名について変更があつた旨の通知を受けたときは、その候補者にかかる部分を別紙によつて修正しなければならない。

第五十条 市町村の委員会は、各選挙につき、氏名等の掲示をする箇所をあらかじめ定めておかなければならぬ。

2 前項の掲示箇所は、災害その他特別の事情がない限り、当該選挙を通じて同一の場所で行われなければならない。但し、指定した箇所が当該選挙の投票所の入口以外の箇所である場合は、投票の当日は、一箇所を限

り、その投票所の入口にこれをしなければならぬ。

3 市町村の委員会は、法第七十三条第一項の規定により掲示した氏名等の掲示が、著るしく汚損又は破損したときは、直ちにこれを取替へ又は補修しなければならない。

第五十一条 市町村の委員会は、法第百条第一項の規定により投票を行うことを必要としなくなつたとき又は天災その他避けることのできない事故に因り氏名等の掲示ができないと認められた場合は、県の委員会と協議の上その掲示を中止することができる。

第五十二条 法第七十四条第三項の規定により氏名等の掲示の掲載の順序をきめるくじは、各候補者について行われなければならない。

2 前項のくじを行う場所及び日時、市町村の委員会(参議院全国区選出議員の選挙については県の委員会とする。以下本章中同じ。)があらかじめ定めて告示しなければならない。但し、掲示開始の日の前二日以

後に通知のあつた者について行うくじについては、この限りでない。

3 法第百七十四条第四項の規定により前項のくじに立会おうとする候補者又はその代理人はくじを行う前日まで、当該市町村の委員会にその旨を申し出なければならぬ。

4 前項の規定によつて申し出た候補者又はその代理人がないとき又はくじを行う時刻までに参会しない場合においては、市町村の委員会は、選挙人をしてこれに立会わせなければならない。

第五十三条 法第百七十五条の二第一項の規定により市町村の委員会が行う候補者の氏名及び党派別の投票所内の掲示(以下「氏名表」という。)は別記第十九号様式によらなければならない。

2 氏名表の掲示は、候補者の数又は投票記載場所の設備の状況等により投票記載の場所その他の適当な箇所にし、且つ、汚損、破損、破棄、修正等が加えられな

いような適当な措置を講じなければならない。

3 前項の掲示箇所は、少くとも一投票所につき、投票記載場所の数に相当する数にしなければならない。

4 第四十八条第二項及び第三項の規定は第一項の氏名表の掲示について準用する。

第五十四条 第四十九条の規定は氏名表の掲示について準用する。

第八章 収支報告書の閲覧

第五十五条 法第百八十九条第一項の規定によつて、県の委員会に提出された選挙運動に関する寄附及びその他の収入並びに支出の報告書は、法第百九十二条第三項の期間内においては、何人も、いつでもその閲覧を請求することができる。

2 前項の閲覧の請求及び閲覧は、県の委員会の事務局において、執務時間中にこれをしなければならない。第五十六条 前条の規定によつて閲覧をする者(以下「閲覧人」という。)は、報告書の閲覧については、

係員の指示に従い、その指定する場所で閲覧し、他所に持出してはならない。

2 閲覧人は、報告書をして、重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

3 前二項の規定に違反する者に対しては、係員は、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

第九章 補 則

第五十七条 法第二百七十一条の三の規定に掲げる者に對しては、主として選挙運動のために使用する自動車、拡声機及び船舶に表示する表示板、並びに選挙運動のために使用するポスターを検印する検印票及び選挙運動用の腕章は、あらたに交付しないものとする。但し、当該再立候補者がこれらのものを返還したものであるときは、再立候補者の請求に基き、その返還にかかるものを再交付するものとする。

附 則

1 この規則は、公職選挙法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第二百七号)の施行の日から施行する。

2 昭和三十年三月一日現在すでにその選挙の期日の告示してある選挙に関しては、なお従前の例による。

3 次の規則は、この規則施行の日から廃止する。
一 立会演説会規程(昭和二十五年鳥取県選挙管理委員会規則第一号)

二 選挙公報発行規程(昭和二十五年鳥取県選挙管理委員会規則第三号)

三 公職の候補者の氏名等の掲示に関する規程(昭和二十五年鳥取県選挙管理委員会規則第四号)



第四号様式 検印用の印

表

候補者氏名 名 ①

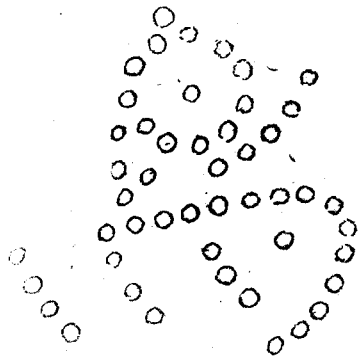
昭和何年何月何日執行何々選挙
選挙用ポスター検印票

鳥取県選挙管理委員会

第三号様式 ポスター検印票

裏

検印 月日	検印 枚数	検印者名
計	500枚	



第一号様式 標 札

第 何 号

昭和何年何月何日執行何々選挙

候補者(氏名)選挙事務所

鳥取県選挙管理委員会 印

第二号様式 自動車及び船舶並びに拡声機の表示板

一、自動車及び船舶

候補者氏名
選挙用自動車 (船舶)

鳥取県
選挙管理
委員会

備考

赤色の地色とし、縦三十二糎、横二十四糎の大きさとする。但し、二以上の選挙が直近して行われる場合においては色をかえることができる。

二、拡声機

候補者氏名
選挙用拡声機

鳥取県
選挙管理
委員会

備考

白色の地色とし、縦十六糎、横十二糎の大きさとする。但し、二以上の選挙が直近して行われる場合においては色をかえることができる。

第七号様式 班別編成による立会演説会参加申出書

立会演説会参加申出書

住所
党派
氏名

公職選挙法第五十六条の二第一項の規定により昭和何年何月何日執行の何々選挙における班別編成の方法による立会演説会に参加致したのでこの旨申出ます。

昭和 何 年 何 月 何 日

候補者氏名

鳥取県選挙管理委員会委員長(氏名)あて

印

第八号様式 立会演説会欠席届

立会演説会欠席届

昭和 何 年 何 月 何 日 貴町に於て開催される何 選挙立会演説会には 何 々の事由により出席出来ませんのでこの旨御届けいたします。

昭和 何 年 何 月 何 日

選挙候補者氏名

印

何町市 選挙管理委員会委員長(氏名)あて
備考 本届出は開催の前前三日までに遅滞なく届け出ること。

第九号様式 個人演説会会場指定報告

個人演説会会場指定報告

指定年月日	指定施設の所在地	指定施設の名称	指定施設の管理者	聴衆席坪数	聴衆席収容見込人員数
-------	----------	---------	----------	-------	------------

右の通り報告致します。

昭和 何 年 何 月 何 日

鳥取県選挙管理委員会委員長(氏名)

市(町)(村)選挙管理委員会委員長(氏名)あて

印

第十号様式 個人演説会施設使用の費用額承認協議書

個人演説会施設使用の費用額承認協議書

施設の名 称	演説会場 の 坪数	費 用 の 額							摘 要	
		自四月一日至十月三十一日	自十一月一日至三月卅一日	平日	日曜日	休日	平日	日曜日		休日
		日間	夜間	日間	夜間	日間	夜間	日間	夜間	

右の通り承認致したいので協議致します。

昭和 何年 何月 何日

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 (氏名) 印

鳥取県選挙管理委員会委員長(氏名) 印

- 備考 1. 演説会場の施設の使用について料金の定めがあつた場合において、その料金が演説会開催の爲に必要な施設の使用を含むときは、使用料についての条例、規則等の写を添付すること。
2. 摘要欄には、夜間使用の場合における臨時電球の取付又は臨時配線の必要の有無を記載すること。

第十一号様式 個人演説会開催申込書

個人演説会開催申込書

候補者住所

氏名

昭和 何年 何月 何日 執行の何選挙に於て公職選挙法第六十一条の規定による個人演説会を左記により開催いたしたいので同法第六十三条の規定により申込いたします。

昭和 何年 何月 何日

候補者氏名

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長(氏名) 印

記

- 一、使用すべき施設
- 一、使用の日時
- 一、演説者
- 一、使用に関する事務連絡者
- 一、自から施設を加へる場合はその程度
- 何々小学校
- 何時間
- 党派氏名
- 住所
- 住所
- 住所

第十二号様式

個人演説会開催申出書

第何回 個人演説会開催申出書
昭和何年何月何日執行何選挙の選挙運動のため左記の通り個人演説会(共同個人演説会)を開催したいから申し出します。
昭和何年何月何日

候者氏住所
氏名所

何町市 選挙管理委員会委員長(氏名)あて

開催日	時
使用する施設の名称	
共同演説会に参加する他の候補者の政党及び氏名	

実施有 不算入確認 月 日

昭和何年何月何日執行何選挙における候補者の個人演説会開催の回数を確認する。
昭和何年何月何日

何町市 選挙管理委員会委員長(氏名)宛

候補者氏名	開催日	時	施設	の	名称
	何月何日	何時から何時まで			
	開催	申出	月	日	何時

事由 昭和何年何月何日 個人演説会の回数不算入確認証明
何町市 選挙管理委員会委員長(氏名)宛

実施有 不算入確認 月 日

第十三号様式

個人演説会開催申出書

第何回 個人演説会開催申出書
昭和何年何月何日執行何選挙における候補者の個人演説会(共同個人演説会)について何月何日何市町村選挙管理委員会へ申し出ましたが、同委員会の何月何日付回数不算入確認証明のとおり開催することが出来なかつたので左記の通り開催申出をします。
昭和何年何月何日

候補者住所
氏名所

何町市 選挙管理委員会委員長(氏名)あて

開催日	時
使用する施設の名称	
共同演説会に参加する他の候補者の政党及び氏名	

実施有 不算入確認 月 日

第何回 個人演説会回数確認票
昭和何年何月何日執行何選挙における候補者の個人演説会開催の回数を確認する。
昭和何年何月何日

何町市 選挙管理委員会委員長(氏名)宛

候補者氏名	開催日	時	施設	の	名称
	何月何日	何時から何時まで			
	開催	申出	月	日	何時

事由 昭和何年何月何日 個人演説会の回数不算入確認証明
何町市 選挙管理委員会委員長(氏名)宛

線

第十四号様式

街頭演説用標旗

第何号 昭和何年何月何日執行
 候々 選挙者 氏名
 鳥取県選挙管理委員会 印

備考

- 1 生地は布地とする。
- 2 二以上の選挙が近接して行われる場合には各選挙毎に文字の色をかえることができる。

第十五号様式

乗車用腕章

第何号 No. 昭和何年何月何日執行
 候々 選挙者 氏名
 選挙者 氏名
 鳥取県選挙管理委員会 印

備考

- 1 生地は布地とする。
- 2 二以上の選挙が近接して行われる場合には各選挙毎に文字の色をかえることができる。

第十六号様式

運動員腕章

第何号 NO. 昭和何年何月何日執行
 候々 選挙者 氏名
 選挙者 氏名
 鳥取県選挙管理委員会 印

備考

- 1 生地は布地とする。
- 2 二以上の選挙が近接して行われる場合には各選挙毎に文字の色をかえるようにすること。

第十七号様式

選挙公報掲載申請書

選挙公報掲載申請書

公職選挙法第六十八条第一項の規定により、選挙公報に掲載をうけたいので左記のとおり申請します。

昭和何年何月何日

鳥取県選挙管理委員会委員長(氏名) 宛て

何々候補者 氏名 印

一、掲載文別紙のとおり

一、掲載文の字数 何字

一、通信受領の場所及び電話番号

一、写真別葉のとおり

